

井上監査法人 「監査法人の組織的な運営に関する原則」への対応状況

平成 29 年 3 月 31 日に金融庁より、「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）が公表されました。

同原則は 5 つの原則として、監査品質の持続的向上を重視する組織文化の醸成、実効的な経営機能の発揮やそれを監督・評価する機能の確保、組織運営の透明性の確保を求めるものであり、社会からの信頼性の維持・向上に資するものであります。

当監査法人は、無限連帯責任を負う全社員により構成される社員会により法人全体を運営している中小監査法人であるため、必ずしも同原則の適用を求められておりませんが、同原則の採用を当監査法人のガバナンスのさらなる向上の契機と捉え、同原則を採用することにより実効的な組織運営の実現と監査品質の持続的向上に取り組むことといたしました。

以下に現時点での当監査法人における同原則への対応状況についてご説明いたします。

【監査法人が果たすべき役割】

原則 1 監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。

実施済み

当監査法人は、高品質な監査の提供を通して社会の発展に貢献するために被監査会社の業務と事業環境を理解しリスクに対応した深度ある監査を実施することを経営理念に定め、総括代表社員以下全社員及び職員が取り組んでおります。

【組織体制】

原則 2 監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。

実施済み

監査法人のガバナンス・コードは、多くの構成員から成る大手監査法人における組織的な運営の姿を念頭に策定されたものです。当監査法人は構成員が少なく、また社員会を毎月開催しております。したがって当監査法人では社員会が実効的な経営機能を発揮していませんので、大手監査法人のような社員会のほかに理事会等の経営機関を設けておりません。当監査法人では社員以外の職員も委員会活動を通じて経営に参加しており、全員参加型の経営を行っております。また社員の登用にあたっては、監査実務への精通のみならず経営者としての資質も勘案しております。

原則3 監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。

実施しない

当監査法人の規模は大手監査法人と比較してかなり小さく、構成員の業務内容まで社員の目が行き届いております。このため、現状では監督・評価機関の必要性はなく、また、必要性が生じる規模に達するまでは、独立性を有する第三者の選任を行わない方針であります。

【業務運営】

原則4 監査法人は、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。

実施済み

当監査法人は、品質管理に関する諸制度を整備運用する責任を、社員会のもと品質管理担当社員が担っており、品質管理業務を遂行するにあたっては、品質管理委員会をはじめとした各委員会を設置して、監査の品質の向上に取り組んでおります。

また、当監査法人では日本公認会計士協会が公表した中小監査事務所向けの監査ツールの利用、積極的な経営者等とのコミュニケーションの実施、人事評価制度の運用及び法人内外からの情報収集体制の構築等により、これらを監査の品質の向上に活かすよう取り組んでおります。

【透明性の確保】

原則5 監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。

一部実施予定

当監査法人は監査法人のガバナンス・コードへの対応状況について、その概要をホームページで開示しております。

また、監査品質に関する報告書を作成し、開示する予定であります。

以 上